

# 登記手続案内は**事前予約制**です！

登記手続案内は**対面、電話及びウェブ（インターネット）**により対応しています。

登記手続案内を希望される方は、**前日までに予約**してください。  
予約される方は、次ページ「登記手続案内をご利用のみなさまへ」を、ご確認願います。

## ◇ 予約の方法 ◇

- ◎ 下記の一覧表から、実施曜日をご確認の上で最寄りの法務局へお電話ください。
- ◎ 熊本地方法務局の管轄は、当局ホームページ内「登記管轄一覧」をご覧ください。
- ◎ ウェブ登記手続案内を希望される方は、当局ホームページ内「ウェブ登記手続案内」（トップページバナー）をご覧ください。
- ◎ 予約の際、お名前、連絡先、登記手続案内の内容（登記の種類）をお伺いします。
- ◎ 登記手続案内を利用できる時間帯については、各法務局にお尋ねください。

## ご予約・お問合せ先一覧（令和6年11月現在）

### 不動産登記に関する手続案内

| 庁名     | 実施曜日 |   |   |   |   | 所在                      | 電話番号                       |
|--------|------|---|---|---|---|-------------------------|----------------------------|
|        | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 |                         |                            |
| 本局     | ●    | ● | ● | ● | ● | 熊本市中央区大江3丁目1-53熊本第二合同庁舎 | 096(364)2145<br>音声ガイダンス「2」 |
| 宇土支局   | ●    | — | ● | — | ● | 宇土市北段原町15               | 0964(22)0320               |
| 玉名支局   | —    | — | ● | — | ● | 玉名市岩崎273                | 0968(72)2347<br>音声ガイダンス「2」 |
| 山鹿支局   | ●    | ● | — | ● | — | 山鹿市山鹿970                | 0968(44)2411               |
| 阿蘇大津支局 | ●    | ● | ● | ● | ● | 菊池郡大津町引水710-5           | 096(293)2272<br>音声ガイダンス「2」 |
| 八代支局   | —    | ● | ● | — | ● | 八代市西松江城町11-1            | 0965(32)2654<br>音声ガイダンス「2」 |
| 人吉支局   | ●    | — | — | — | ● | 人吉市寺町2-2                | 0966(22)3393               |
| 天草支局   | —    | — | — | ● | — | 天草市諏訪町14-35             | 0969(22)2467               |

### 会社・法人登記に関する手続案内

| 庁名 | 実施曜日 |   |   |   |   | 所在                      | 電話番号                       |
|----|------|---|---|---|---|-------------------------|----------------------------|
|    | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 |                         |                            |
| 本局 | ●    | ● | — | ● | ● | 熊本市中央区大江3丁目1-53熊本第二合同庁舎 | 096(364)2145<br>音声ガイダンス「3」 |

※祝日・年末年始を除く

※各支局において実施していた、商業・法人登記におけるWebカメラを用いた本局法人登記部門担当者による案内サービスについては、令和5年1月31日をもって廃止しました。

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

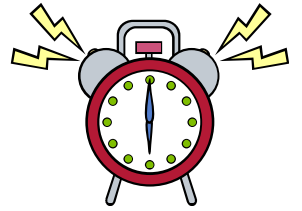
## 申請資格のない方お断りします

司法書士や土地家屋調査士などの資格をもっていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。



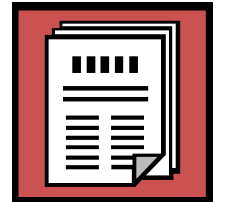
## ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。



## 見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。電話やウェブによる登記手続案内をご利用の際は、事前に法務局ホームページ内「不動産登記申請手続」、「商業・法人登記申請手続」、「法定相続情報証明制度」から登記申請書の様式をダウンロードしていただくとスムーズです  
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



## ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。  
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得（有料）するなどにより、ご自身で確認してください。



## 事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



## 補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。  
登記手続案内は、内容の整合性・登記の完了を保証するものではありません。

